

雇児発0401第5号

平成23年4月1日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 児童福祉法施行令の一部を改正する政令の施行について

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第95号）が別添のとおり平成23年4月1日に公布され、同日から施行することとされたところであるが、本政令による改正の内容及び留意点については下記のとおりであるので、御了知下さるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

### 記

#### 1 改正の内容

本政令による改正前においては、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が設置する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員については、当該都道府県等の職員でなければならないこととされていたところである。（改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第36条第2項から第5項まで）

児童自立支援施設の職員に関する規定については、地方自治体に対する義務付け等の見直しの観点から、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会第3次勧告を尊重し、同年12月15日に閣議決定した地方分権改革推進計画において、廃止することとされた。本政令は、これを受け、都道府県等が設置する児童自立支援施設の長等の身分に係る規定等を廃止するものである。

## 2 改正の留意点

児童自立支援施設は、虐待歴がある、行動障害を有する等により特別なケアが必要な児童が多く入所している施設であり、児童養護施設等からの処遇困難なケースの受け皿としても機能している。また、児童自立支援施設は、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）に基づき、保護観察や少年院送致と並び、家庭裁判所が決定する犯罪少年、触法少年及び虞犯少年の保護処分の送致先となっている。これらの児童に対する保護、指導等は、都道府県等が責任を持って実施を確保すべきものとして、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられているところである。

児童自立支援施設においては、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、家庭的・福祉的なアプローチによって個々の入所児童のケアを行うことにより、その立ち直りや社会的自立に向けてこれまで成果を上げてきたものである。一方、近年においては、虐待による入所や障害を有する等により処遇困難なケースが増加しており、自立に向けて児童を支援し、健やかに育成していくため、職員の援助技術の向上の観点や、これに加えて心理・医療面における支援・連携、不適切な指導等の防止の観点も踏まえ、職員の専門性を高めてケアの質を向上させていくことが大変重要となっている。各都道府県等におかれては、その設置する児童自立支援施設の運営の充実・向上に努めていただくようお願いする。

児童自立支援施設は、都道府県等に設置義務が課せられている公共性が極めて高い施設であり、他の施設とは異なる特徴、難しさのある施設である。本政令により都道府県等が設置する児童自立支援施設の長等の身分に係る規定等が廃止される結果、都道府県等が設置する児童自立支援施設については、公設民営化も妨げられないものとなるが、仮に公設民営化を行うとした場合においても、施設運営の安全性・安定性・継続性や、職員の極めて高い専門性が確保されるとともに、これまでと同等又はそれ以上の水準で、適切な運営が確保されることが不可欠である。

平成 18 年 2 月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」においては、「民営化を検討の視野に入れる場合には、少年非行対策へのスタンス、公としての責任・対応、児童自立支援施設の役割、民営化する場合に施設機能を維持・強化する仕組みがあるのか、民間と協働する場合にどのような仕組みがあるのか、などを検討することが必要である。特に、財政的基盤のあり方、現行と同等以上の支援の質を確保するための人員配置、公的支援・

連携システム、とりわけ、運営に支障が生じた場合の設置者としての責任を持った回復・サポート体制、事件・事故があった場合の対応のシステム、学校教育の導入・実施、サービス水準を確保するための評価システムなどの諸課題を満たすことができるのかどうかについての検証が不可欠である。」とされている。都道府県等においては、これらの点について、十分に留意する必要がある。なお、都道府県等が児童自立支援施設の公設民営化を検討するため、適切な施設運営の確保等についての検討・検証を行う場合には、厚生労働省においても必要な助言等を行うので、当局家庭福祉課に相談いただきたい。

このほか、「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号、厚生省社会局長・児童家庭局長通知）及び「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準の取扱いについて」（平成14年8月21日雇児発第0821001号、社援発第0821001号、老発第0821001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）にも留意することが必要である。